

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 42 号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和 33 年岩手県規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料) 第 2 条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法 (平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定方法」という。) に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た 額とする。 (1)～(23) [略] 2 [略] 3 外来患者に係る食事(医療局長が別に定めるものに限る。) の提供の利用料の額は、 <u>750円</u> とする。 4～8 [略]	(利用料) 第 2 条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法 (平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。) に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た 額とする。 (1)～(23) [略] 2 [略] 3 外来患者に係る食事(医療局長が別に定めるものに限る。) の提供の利用料の額は、 <u>670円</u> とする。 4～8 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。